

## 6 被災した住宅の応急修理

## ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(7) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半焼し、半壊し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。

(4) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、その修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり5万円以内とする。

(9) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

## イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(7) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害のため住家が半焼し、半壊し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

(4) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

I IIに掲げる世帯以外の世帯 70万6,000円

II 半焼又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 34万3,000円

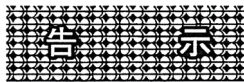
(9) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）に完了するものとする。

別表第1の8のウの(イ)中「4,700円」を「4,800円」に、「5,000円」を「5,100円」に、「5,500円」を「5,600円」に改め、同表の9のウ中「21万3,800円」を「21万9,100円」に、「17万900円」を「17万5,200円」に改め、同表の11のウの(イ)中「5,400円」を「5,500円」に改め、同表の12のイ中「13万8,300円」を「13万8,700円」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

危機管理防災課



## 長野県告示第498号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項及び第2項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定します。

令和5年9月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 土地の区域（形質変更時要届出区域）  
千曲市大字稲荷山字王地1196番地4の一部及び1196番地6の一部
- 2 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物  
ふっ素及びその化合物
- 3 省令第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

水大気環境課

## 長野県告示第499号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年9月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
安曇野市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
安曇野市（次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第500号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年9月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
上水内郡小川村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、小川村（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
小川村（次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第501号**

長野県長野建設事務所裾花ダム管理事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年9月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
公共測量 標高データ（地図情報レベル1000）

## 2 作業期間

令和5年9月1日から令和6年4月30日まで

## 3 作業地域

長野市

建設政策課

## 長野県告示第502号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年9月7日

長野県知事 阿部守一

## 1 作業種類

公共測量 松本市基本図修正

## 2 作業期間

令和5年8月1日から令和6年3月8日まで

## 3 作業地域

松本市

建設政策課

## 長野県告示第503号

長野県北アルプス地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年9月7日

長野県知事 阿部守一

## 1 作業種類

公共測量 令和4年度経営体育成基盤整備事業上原地区地区界測量業務

## 2 作業期間

令和4年11月2日から令和5年7月31日まで

## 3 作業地域

大町市

建設政策課

## 長野県労働委員会告示第4号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、令和5年8月23日、長野県公営企業に従事する同法第3条第4号に規定する職員が結成し、又は加入する長野県企業局労働組合について、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を認定したので、昭和53年長野県地方労働委員会告示第1号（長野県企業局労働組合の労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定）の一部を次のように改正します。

令和5年9月7日

長野県労働委員会

表の本庁の項中「課長」を「課長」に改め、同表の現地機関の項中「及び次長(人事及び労働関係を相当するものに限る。)」

を削る。

労働委員会事務局